

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第51号）

1 県民税

- (1) 東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以後の年度分の個人の県民税の雑損控除額等の控除の特例を適用することができることとした。（附則第10条の3の2関係）
- (2) 東日本大震災による被害を受けたことにより財産形成住宅貯蓄等の不適格払出をし、当該不適格払出に係る利子割の額がある場合において、勤労者が、平成24年3月10日までに、局長に対し、当該利子割の額の還付を請求したときは、当該利子割の額を還付等することとした。（附則第20条の2の2関係）

2 事業税

東日本大震災に伴い、申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、中間申告納付に係る期限と確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告納付をすることを要しないこととした。（附則第20条の2の4関係）

3 不動産取得税

- (1) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと局長が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を取得した場合において、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第23条の3関係）
- (2) 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）の所有者等が代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと局長が認める土地を取得した場合において、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準額の特例措置を講ずることとした。（附則第23条の3関係）

4 軽油引取税

揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置について、その適用を停止することとした。（附則第24条の7関係）

5 その他所要の整備をすることとした。（附則第20条の2の3、附則第20条の2の5～附則第20条の2の9関係）

6 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1条関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条関係）
- (3) 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第57号）の一部を改正することとした。（附則第3条関係）